



NO. 224

2012. 2. 15

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会  
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 笹野井 庸夫  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

### 近畿ブロック2011年度

### 魅力ある小規模事業所づくり研修会

### 「災害時における事業所の役割とは・・・

### ～東日本大震災の復興支援から考える

### 地域支え合いネットワーク～

去る平成24年1月22日(日)、近畿手をつなぐ育成会連絡協議会主催「魅力ある小規模事業所づくり研修会」が滋賀県のフェリエ南草津内草津市民交流プラザにて開催されました。

今回は「災害時における事業所の役割とは～東日本大震災の復興支援から考える地域支え合いネットワーク～」をテーマに講演会とシンポジウムが行われました。

講演会に先立って、全日本手をつなぐ育成会副理事長久保 厚子 氏より中央情勢報告についてのお話がありました。昨年、障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格提言」が出ていますが、この提言内容に対して実際のところどのように議論されているか、最新の状況をお話しされています。

サービスの支給決定に際しては、本人の意向に基づいた利用計画をたてて支給されるという点については、予算的などころからどの程度までが可能なか不安な面がある。地域移行の促進については、それともなって現在の入所施設がどういう役割を担っていくかについての議論も合わせてする必要があります。相談支援についても、県から市町への委譲により、相談員の立場が脆弱にならないよう法律に位置づけなければならない。など提言に対しても部会の意向を反映するには、様々なハードルがあると言わざるを得ない状況のようです。

そして総合福祉法における日中活動支援(デイアクティビティセンターなど)も、まだその具体的な内容が精査されている段階まで至っていないので、未知の要素が多いようです。

また、昨年11月に全日本手をつなぐ育成会より出された要望についてもご説明があり、特に総合福祉法制定に向けての要望では、先に述べた骨格提言を有効なもの

とするためには、実際に主体となる市町村との調整をきちんと行うことや、障害程度区分の見直しではその人の暮らしの状況をきちんと汲み取り反映できるものでなければならないという点が、強調されているようです。

引き続き基調講演があり、全日本手をつなぐ育成会事業所協議会運営委員で宮城県の特設非営利活動法人 麦の会代表理事 飯島 茂 氏より「被災地からの報告」というテーマでお話しされています。

飯島氏は仙台市において事業所「コッペ」を運営しており、主にパンやクッキーの製造・販売と卸売りを中心に活動されています。

震災当日は、まだ帰宅前の時間に発生したのでメンバーはほとんど事業所に残っていたので、安否確認等では幸いでしたが(当日欠席者は後日自宅に行き生存を確認)、帰宅にあたっては各自宅との連絡も取れず道路は渋滞していたため、完了したのが午後9時ころまでかかったそうです。深刻な事態となったときに、避難先はどこなのか・緊急時はどうするかを決めておききちんと伝えておかななくてはならないと強く感じたそうです。

建物や設備の被害に対する支援としては、阪神淡路大震災を契機につくられた障害者支援基金である「ゆめ風基金」や国際NGOは対応が早かったとのことでした。

避難所については、現状の福祉避難所は行くのにも手続が必要であり、通常の避難所は運営が避難されている方の自治運営のため、外部から口出ししにくい状況にある。事業所自体で避難所となった所もあったので、そこを福祉避難所として機能させるのもひとつの方法ではと述べておられました。

震災後、しばらくの間の状況としては、菓が入手できず、遠方の主治医のところにも行けない。余震がおさまらず、公共交通機関は不通という状態で、利用者のかたは基本的には自宅待機となっていた。スタッフは片付けや在庫のクッキーと手に入る材料で生産したパンを販売したり避難所にも届けた。そんな中、地元の商興会にも加盟していて食品を扱っていたこともあり、様々な人と関わりながら色々物々交換を行ったりと、<次頁へ>